

川越市長 VS 市民：名誉毀損訴訟レジュメ 刑事告発の内容の「一部」が名誉毀損！？

被告ら代理人弁護士 清水 勉
同 出口 かおり
TEL 03(5363)9421 FAX 03(5363)9856

1 事実経過

平成28年10月14日、被告ら4名が、刑事訴訟法239条に基づき、さいたま地方検察庁に、川合善明・川越市長を入札談合防止法違反で告発。

同日、記者会見 ⇒ テレビ埼玉がネットで報道

同日、被告らは、ホームページで告発状を掲載した。

川合市長から、名誉毀損という抗議やホームページの掲載中止の要求なし

平成29年

1月15日、任期満了に伴う川越市長選挙の告示

1月17日、川合市長が被告らを名誉毀損損害賠償請求訴訟で、さいたま地方裁判所川越支部に提訴

1月22日、川越市長選挙投票日、川合当選

【得票数】川合：56,597、渋谷 実：16,188、本山修一：11,726

【有効投票数】84,511

【当選者の得票率】約67%

2 訴訟の内容

- ①告発状の内容の「一部」(3①)を記者会見で説明したこと
- ②ウェブサイトへの告発状の「一部」(3①)を掲載したこと

3 告発状の内容

① 不正落札

川合市長の高階地区後援会会長である金井眞一郎が代表を務める(株)カナイ消防機材が競争入札において連続38回も連続で落札しているのは極めて不自然であり、川合市長の関与なしには考えられない談合である。

② 都市計画法違反の放置

カナイ消防機材は、平成18年に市街化調整区域に文具店を設けるとして建築許可を得て、同年8月に建物を建て、川合市長が当選した後の平成23年にカナイ消防機材の本社をここに移転した。

建物の前面中央上部に赤地に白抜き文字で「カナイ消防機材」と書いた大きな看板が掲げ、その右隅に青地に白抜き文字で「カナイ文具店」と書いた小さい看板を掲げているが、当該建物で文房具を販売している様子はない。川越市（の開発指導課）ではこの問題を知りながら、行政指導も撤去要求もしないで放置し続けている。これは、川合市長と金井が特別の関係にあるからだ。

※ 当初から文具店を経営しておらず、前市長時代から違法状態が続いている。

川合市長は、3②については名誉毀損として問題にしていない。

4 被告側の反論

① 主張の整理を

原告の主張は、名誉毀損の事実と、名誉毀損の意見表明を区別していない
どちらであるかによって、②③の反論の範囲内容が変わってくる

② 公共性、公益目的、真実性の証明

現職市長が談合に関わっているという疑いであり、公共性あり

現職市長が談合に関わっているのであれば、その事実を指摘し処罰されるべきという意見表明をすることは公益目的にかなう

書いた内容が真実であることの証明が必要・・・表明後に収集した証拠も立証に使える

③ 真実相当性の証明

真実性が証明できなくても、真実と信じるにつき相当の理由があると判断されれば、違法性が阻却され、不法行為責任なしとされる。

取材経過による証明